

事務事業概要

平成30年5月

県土整備部

目 次

| | |
|---------|----|
| 県土整備総務課 | 1 |
| 県土整備財務課 | 2 |
| 公共用地課 | 3 |
| 公共事業運営課 | 4 |
| 技術管理課 | 5 |
| 建設業課 | 6 |
| 道路企画課 | 7 |
| 道路建設課 | 8 |
| 道路管理課 | 9 |
| 河川課 | 11 |
| 防災砂防課 | 13 |
| 港湾・海岸課 | 15 |
| 施設災害対策課 | 17 |
| 都市政策課 | 18 |
| 下水道課 | 20 |
| 建築開発課 | 21 |
| 住宅政策課 | 22 |
| 営繕課 | 23 |
| 工事検査担当 | 24 |

1 企画調整

県土整備行政に係る課題等について総合的な検討を行うとともに、部内の事業調整を行います。

2 広聴広報

県土整備部のホームページ等において県民の皆さんに県土整備行政に係る最新の情報を提供するとともに、広聴活動を進め、県民ニーズの把握に努めます。

3 予算決算

部の予算、決算等の業務を行います。

4 人材育成

県土整備行政に携わる職員一人ひとりの専門能力、技術力の向上を図るため、専門研修を企画・実施します。

5 組織体制の検討

簡素で効率的な組織運営を行うとともに、わかりやすくかつ機能的な組織体制の構築について継続的な検討を行います。

6 外郭団体等の改革支援

外郭団体が効率的な運営及び事業の見直し等の改革を進められるよう支援するとともに、公益法人及び一般法人が法に基づき適切に活動できるよう支援等を行います。

7 危機管理

部内の危機管理と防災対策の総合的な調整を行います。

- 1 予算・決算
工事費に関する歳入・歳出予算及び決算業務を行います。
- 2 経理
配分された予算について法令・規則に基づき適正に会計処理を行います。
- 3 調達・契約
部内の物品調達や工事等の契約業務を行います。
- 4 物品出納
部内の物品の適正な管理を行います。
- 5 国費事務
国からの交付金・補助金の受入、市町への支出業務を行います。
- 6 起債等の財源
公共事業予算の起債財源に関する手続きを行います。
- 7 繰越事務手続き
工事費の繰越事務手続きを行います。
- 8 税外債権の管理
三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び三重県公債権の徴収に関する条例に基づく債権の適切な進捗管理を行います。

公共用地課

課長 大西 宏明
(電話 059-224-2661)

- 1 公有財産管理
県有普通財産（廃道敷、廃川敷等）の処分に関する業務を行います。
- 2 公有地拡大推進法の施行
公有地の拡大の推進に関する法律に関する業務を行います。
- 3 市町等事業認定
土地収用法に基づく市町等事業の事業認定に関する業務を行います。
- 4 公共用地取得等支援
公共事業に係る用地の取得、使用及び損失補償に関する業務について地域機関の支援等を行います。
- 5 公共用地先行取得
三重県土地開発公社に資金を貸付け、県が実施する公共事業用地の先行取得及び物件の補償を行います。
- 6 登記処理
 - (1) 登記対策事務
公共事業に伴い取得した土地の登記に関する業務を行います。
 - (2) 未登記対策推進事業
公共事業により取得した土地の過年度未登記の処理に関する業務を行います。

- 1 新三重県建設産業活性化プランの推進
地域において不可欠な役割を担う建設産業の活性化を図るため、新三重県建設産業活性化プランを推進します。
- 2 公共工事における総合評価方式の推進及び運用
公共工事の適正かつ円滑な執行と品質確保のため、総合評価方式を推進し、その実施状況の検証と改善を行い適正に運用します。
また、法令に基づき学識者の意見聴取を実施します。
- 3 公共事業評価制度
公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、事前評価、事中評価、事後評価の各評価を行うことにより一体的に機能した評価サイクルの運用を行います。

課長 稗田 寿次郎
(電話 059-224-2918)

- 1 積算基準及び設計単価の制定
公共工事の予定価格算出に用いる積算基準や設計単価の制定を行います。
- 2 建設副産物の再利用
公共工事から発生する建設副産物の再利用を図るため、建設発生土の公共工事間利用や、コンクリートやアスファルトなどの分別解体及び再資源化の取組を行います。
- 3 CALS/ECの推進
三重電子調達システム（公共事業調達）や公共工事設計積算システム等の適切な運用管理や公共事業の電子化（CALS/EC）を推進し、公共事業の円滑かつ効率的な業務の執行に取り組みます。

建設業課

課長 倉田 正明
(電話 059-224-2660)

1 建設業の指導監督

建設業者の許可事務及び経営事項審査事務を行うほか、建設業法に基づく指導監督を行います。

2 公共工事の発注支援

建設工事に係る入札・契約制度の改善及び指導等を行います。

道路企画課

課長 井戸坂 威
(電話 059-224-2739)

- 1 道路の企画、計画及び調査
道路事業に関する企画、整備計画、各種調査等を行います。
- 2 高規格幹線道路の整備促進
高規格幹線道路の整備促進を行います。
- 3 直轄道路事業との調整
道路法に基づく、直轄国道事業負担金に関する事務を行います。
- 4 共同溝の整備等に関する特別措置法の施行
共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、共同溝の整備等に係る調整を行います。
- 5 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝の整備等に係る調整を行います。

1 道路・橋梁の新設・改良

(1) 国補道路改築事業（地域高規格道路、高規格幹線道路ⅠCアクセス道路）

高規格幹線道路や港湾などの広域交通拠点等と連結し、経済活動や地域間の連携交流を支える規格の高い幹線道路として、地域高規格道路の整備を行います。また、完成年度が公表されている高規格幹線道路ⅠCへの一次アクセス道路について整備を進めます。

(2) 社会資本整備総合交付金事業

道路に対するさまざまな地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、効率的な道路ネットワークを形成し、県民生活の利便性の向上を図ります。

(3) 防災・安全交付金事業

地域住民の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震化を行い、地域の防災機能や安全性の向上を図ります。

(4) 地方道路整備（改築）事業、県単道路改築事業

道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備や橋梁の耐震化を行うことにより、県民生活の利便性の向上や防災機能の向上を図ります。

また、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組んでいきます。

2 市町道路事業指導監督

市町担当職員と意見交換や研修を行い、市町施行の道路事業の適正かつ円滑な執行や職員の技術力向上の支援を行います。

1 道路維持管理

(1) 道路管理

道路法及び関係法令に基づき、適切な管理を行います。

(2) 公共土木施設パトロール

道路、橋梁、トンネル等のパトロールを行い、安全・安心に利用できるよう施設の保全を図ります。

(3) 道路施設管理

道路、橋梁、トンネル等の維持管理を行います。

(4) 道路台帳整備

道路法の規定に基づき公共物としての道路の領域を常に明確にするとともに、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するため、道路台帳を継続して整備します。

2 道路維持修繕及び交通安全対策

(1) 道路橋梁維持修繕

道路、橋梁、トンネル等の保全と円滑な交通を確保するため、道路パトロールや道路施設の定期点検により現況を把握し、舗装、側溝整備、道路施設修繕、橋梁維持修繕、除草、小規模修繕、雪氷対策等を実施し、施設の維持管理を行います。あわせて、住民参加の維持管理を推進します。

(2) 防災・安全交付金事業

① 災害防除

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所について、法面工、擁壁工、落石防護工等の災害防除施設整備を行います。

② 交通安全

事故危険箇所や通学路等を中心に、歩道整備、あんしん路肩整備、交差点改良、視距改良等の交通安全対策を行います。

③ 舗装補修

舗装された県管理道路について、計画的な舗装補修を行います。

④ 橋梁修繕

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防的な修繕等を行います。

(3) 県単道路交通安全対策

国の補助の対象とならない路線等における交通事故防止のため、歩道整備、交差点改良、視距改良、防護柵、道路標識、反射鏡、視線誘導標、区画線等の整備を行います。

(4) 県単災害防除施設整備

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所のうち、国の補助の対象とならないものを県単独事業として行います。

1 河川整備事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 広域河川改修事業

一級河川の指定区間または二級河川において、一定の計画に基づき総事業費が概ね10億円以上の河川改修を行います。

② 総合流域防災事業

・ 河川事業

一級河川の指定区間または二級河川において、一定の計画に基づき、河川改修を行います。

・ 情報基盤総合整備事業

一級河川の指定区間または二級河川において、過去に災害を受けた地区または受ける恐れの高い地区に係る雨量・水位等の情報収集・提供等のためのシステムの整備を行います。

③ 地震・高潮対策河川事業

地震・高潮により被害が生じる危険のある一級河川の指定区間または二級河川の改修を行います。

④ 特定構造物改築事業

一級河川の指定区間または二級河川において、総事業費が概ね4億円以上の河川管理施設の修繕や更新を行います。

(2) 直轄河川事業との調整

国土交通大臣管理区間の直轄河川事業負担金に関する事務を行います。

(3) 県単河川局部改良事業

一級河川の指定区間または二級河川において、防災上重要な箇所を改良を行います。

(4) 河川調査

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定、洪水浸水想定区域図作成、氾濫危険水位（特別警戒水位）の設定や河川改修事業に要する測量調査等を行います。

2 河川維持管理

(1) 河川管理

河川法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、家電製品等不法投棄処理、河川の管理保全等を行います。

(2) 河川台帳整備

河川法の規定に基づき、河川管理者がその管理事務を円滑・的確に遂行するため、その基礎となる河川台帳等を継続して整備します。

(3) 県単河川維持修繕事業

国の補助の対象とならない局部的な堤防樋門等の修繕や河川堆積土砂の除去、河川の除草等を行います。

なお、除草業務等において住民参画型の維持管理を推進します。

3 その他業務

(1) 市町河川事業指導監督

市町施行の準用河川改修事業に対する助言等の支援を行います。

1 砂防事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

①通常砂防事業

土砂災害による被害を軽減するため、砂防えん堤工、溪流保全工（流路工）などの砂防設備を整備します。

②急傾斜地崩壊対策事業

土砂災害による被害を軽減するため、傾斜度 30 度以上、がけの高さ 10 m以上、保全対象人家 10 戸以上の急傾斜地において擁壁工、法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備します。

③砂防等調査

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知することにより、早めの避難行動につながるよう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称「土砂災害防止法」）に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

(2) 直轄砂防事業との調整

国土交通省所管の直轄砂防事業に要する経費の負担金に関する事務を行います。

(3) 県単砂防調査

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業に要する計画の策定、施設の設計、調査等を行います。

(4) 県単通常砂防事業

小規模な砂防設備の整備や局所的な改良を行います。

(5) 県単急傾斜地崩壊対策事業

傾斜度30度以上、がけの高さ 5 m以上、保全対象人家 5 戸以上の急傾斜地において急傾斜地崩壊防止施設を整備します。

(6) 県単急傾斜地災害緊急対策事業

豪雨等によってがけ崩れが発生した急傾斜地崩壊危険箇所のうち、国の補助の対象とならないものについて、緊急的に対策を行います。

2 砂防維持管理

(1) 県単砂防維持修繕事業

砂防設備、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設の機能を保持するための修繕を行います。

(2) 砂防管理

砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害防止法の施行に関する事務を行います。

(3) 砂利等採取関係事務

土石及び砂利の採取に関する採取計画の認可、その他規制等を行い、採取に起因する災害の発生防止に努めます。

3 ダム事業

(1) 治水ダム建設事業

洪水調節を目的とするダム建設を行います。

(2) 堰堤改良事業（社会資本整備総合交付金事業）

県土整備部所管ダムのダム本体、放流施設等の改良又は新設を行います。

(3) 直轄河川事業との調整

国土交通省が所管する区間のダム事業に要する経費の負担金に関する事務を行います。

(4) 県単堰堤維持費、県単堰堤管理費

宮川ダム、君ヶ野ダム、滝川ダムの管理を行うとともに各種設備の維持修繕を行います。

(5) 川上ダム支援事業

伊賀市が実施する川上ダム関連事業に対し補助金を交付します。

(6) 新丸山ダム建設負担金の調整

新丸山ダム建設に伴う水源地域整備事業に要する経費の負担金に関する事務を行います。

1 港湾整備事業

(1) 国補港湾改修事業（予防保全事業、社会資本整備総合交付金事業）

港湾施設の新設、改良、更新、耐震対策等を行います。

(2) 県単港湾改修事業

港湾施設の新設、改良、更新を行います（(1)に該当しない小規模なもの）。

(3) 県単港湾調査

港湾施設に係る測量、設計、調査等を行います。

2 海岸整備事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

①海岸高潮対策

高潮、波浪等の災害から海岸を防護するため、堤防や離岸堤等の海岸保全施設の新設または改良を行います。

②海岸侵食対策

波浪による海岸の侵食または災害を防除するため、堤防や離岸堤等の海岸保全施設の新設または改良を行います。

③海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、堤防・護岸の液状化対策等の耐震対策を行います。

④海岸堤防強靱化対策

津波到達までの時間が短い地域等の堤防で、津波が堤防を越流した場合でも堤防が容易に壊れることなく、避難時間を稼ぐことによる人的被害の軽減と背後地の浸水被害を軽減させるための対策を行います。

⑤津波・高潮危機管理対策

津波または高潮発生時における既存の海岸保全施設の防災機能の確保及び人命の優先的な防護を推進するため、堤防・護岸の補強等を行います。

⑥海岸堤防等老朽化対策

老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設の機能の回復や強化を図り、人命や資産の防護を図るため、海岸堤防の補強等を行います。

(2) 直轄海岸事業負担金との調整

国土交通省が施行する津松阪港海岸の堤防改修事業に要する経費の負担金に関する事務を行います。

(3) 県単海岸局部改良

国の交付金事業の対象とならない小規模な海岸施設について、各海岸の海岸保全施設の整備を行います。

(4) 県単井田海岸緊急保全事業

前浜の侵食度合いが著しい井田海岸において、国の交付金事業と合わせて、維持養浜を行います。

(5) 県単海岸調査

国土交通省所管の海岸の現状把握や海岸計画策定のための調査等を行います。

3 港湾・海岸維持管理

(1) 港湾・海岸管理

港湾法、海岸法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、漂着物処理等、港湾・海岸の管理保全等を行います。

(2) 港湾統計調査

国からの委託を受け、県内港湾の統計調査を行います。

(3) 県単港湾維持修繕事業

国の補助の対象とならない物揚場、防潮扉等の局所的な修繕を行います。

(4) 県単海岸維持修繕事業

国の補助の対象とならない堤防、防潮扉等の局所的な修繕を行います。

施設災害対策課

課長 梅谷 幸弘
(電話 059-224-2683)

1 水防事業

- (1) 水防資材の補充等を行います。
- (2) 水防法に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、公共の安全を保持することを目的に作成した水防計画の適正な運用を行います。
- (3) 道路啓開基地 14 箇所の適正な管理に努めます。

2 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 平成 28、29、30 年災害土木（建設）復旧
平成 28、29 年に発生した災害及び平成 30 年に災害が発生した場合の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業を行います。
- (2) 市町災害土木復旧指導監督
市町施行の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業について助言等の支援を行います。

1 都市計画

(1) 都市計画審議会

都市計画に関する事項について審議するため、「三重県都市計画審議会」を年4回程度開催します。

(2) 都市計画策定事業

今後の都市計画の方針や課題に対する調査・検討を行います。

(3) 総合都市交通体系調査

都市計画に必要な交通面からの基礎的情報の把握と方向性の検討を行います。

2 街路事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

①街路事業

市街地内の県道である都市計画道路について、道路改築を行います。

②無電柱化推進事業

市街地内の県道である都市計画道路について、無電柱化を行います。

③連続立体交差事業

一体的なまちづくりの推進及び交通の円滑化を図るため、連続立体交差事業の推進を図ります。

(2) 街路調査

街路事業の実施にあたり、必要な測量、調査、設計等を行います。

3 公園事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

県営都市公園の施設整備を行います。

(2) 都市公園等一体整備事業

県営都市公園の施設修繕を行います。

(3) 公園維持管理

県営都市公園の維持管理を行います。

(4) 直轄公園事業

都市公園法に基づき、国が設置する公園（国営木曽三川公園）の建設に要する負担金に関する事務を行います。

4 市街地整備事業

(1) 都市防災総合推進事業

都市防災総合推進事業を行う市町に対する助言等の支援を行います。

(2) 都市再生整備計画事業

都市再生整備計画事業を行う市町に対する助言等の支援を行います。

(3) 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の認可及び施行者に対する助言等の支援を行います。

(4) 市街地再開発事業

都市再開発法に基づく市街地再開発事業（国土交通省都市局所管のものに限る。）の認可及び施行者に対する助言等の支援を行います。

5 景観まちづくり

(1) 景観法に基づく「三重県景観計画」の推進

景観法に基づく届出の受理に際し、良好な景観形成に資する助言等を行います。

良好な景観づくりに取り組む市町に対する助言等の支援を行います。

(2) 屋外広告物に係る規制

三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可事務や違反広告物の是正・指導等を行います。

下水道課

課長 森 伸生
(電話 059-224-2724)

1 下水道計画

流域別下水道整備総合計画に関する事務を行います。

2 流域下水道事業

(1) 建設

流域別下水道整備総合計画の基本方針に基づき、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場の整備を行います。

(2) 維持管理

供用している各流域下水道の維持管理を行います。

また、流域下水道の整備及び維持管理のための市町の負担金に関する事務を行います。

3 指導監督

公共下水道事業を実施する市町に対して指導監督及び助言等の支援を行います。

4 普及啓発

下水道に関する知識の普及及び啓発等を行います。

1 建築安全・安心推進業務

- (1) 建築基準法に基づき建築物の確認・許可を行うほか、建築指導及び建築審査会の運営を行います。
- (2) 耐震改修促進法に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模建築物に対して耐震改修の支援を行うとともに、三重県建築物耐震改修促進計画で耐震診断義務付け対象とした第一次緊急輸送道路を閉塞する恐れのある沿道建築物に対して、耐震診断・耐震改修の支援を行います。
- (3) 地震の余震による二次被害を防止するため、被災した建築物の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士及び判定実施の際に判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターを養成します。
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき建築物の認定や指導等を行います。
- (5) 国からの委託を受け、県内建築物の統計調査を行います。

2 開発行為等に係る許可等の業務

- (1) 都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発行為の許可等を行うほか、開発指導及び開発審査会の運営を行います。
- (2) 地震時に宅地被害が想定される大規模盛土造成地の位置及び規模を把握するための調査を実施し、大規模盛土造成地マップを公表します。
- (3) 地震や降雨等の災害による二次災害を防止するために、被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成します。

3 宅地建物取引業法施行事務

宅地建物取引業法に基づき宅地建物取引業の免許事務、宅地建物取引士の登録、取引士証の交付及び消費者からの相談対応を行います。

4 建築士法施行事務

建築士法に基づき建築士試験・免許事務及び建築士・建築士事務所の指導並びに建築士審査会の運営を行います。

1 住まい支援

(1) 県民支援

①「待ったなし!耐震化プロジェクト」事業

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、民間木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強を支援することで促進します。

②空き家対策、移住促進のための空き家リノベーション支援事業

市町の空き家等対策計画作成等を支援するとともに、県外からの移住を促進するため、空き家等の改修・改築工事の費用の一部を補助します。

③三重県居住支援連絡会事業

行政、不動産関係団体、NPOや社会福祉法人で構成する「三重県居住支援連絡会」が実施する居住支援フォーラムや相談会の支援を行います。

④安心住まい支援事業

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、高い耐久性、耐震性等を備えた住宅の建築及び適切な維持保全を促進するため、新築及び既存住宅の「長期優良住宅建築等計画」の認定を行います。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、高齢者など住宅確保要配慮者が円滑に入居できる民間賃貸住宅の登録を行います。

(2) 市町支援

市町が行う既設改良住宅に係る外壁や住戸内の改修工事などの住環境整備事業及び住宅新築資金等貸付助成事業について、助言等支援を行います。

2 県営住宅管理

県営住宅への入居者の資格審査・決定等入居に関する事務及び家賃等の収納に関する事務を行うとともに、指定管理者制度を活用した県営住宅の維持管理を行います。

3 公営住宅整備

(1) 県営住宅整備

「三重県公営住宅等長寿命化計画」(計画期間：平成23年度～32年度)に基づき、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修やバリアフリー化などの住戸内改善を行います。

(2) 市町営住宅事業等への支援

市町が行う地域住宅計画に基づく市町営住宅の新築、改修・改善や街なみ環境の整備事業等について、助言等支援を行います。

営繕課

課長 杉野 健司
(電話 059-224-2150)

1 営繕調整業務

公共建築及び設備工事の予定価格算出に用いる設計単価等の実態調査や作成など、営繕業務の企画・調整・調査を行います。

また、営繕工事の管理や技術・知識の向上のための研修を行います。

2 契約等事務

営繕工事に係る競争入札審査及び契約事務を行います。

3 営繕（建築・電気設備・機械設備）業務

県有建築物の建築・電気設備・機械設備に関する営繕工事について、発注者のニーズを把握した設計と施工監理を行います。

工事検査担当

工事検査総括監 岡崎 賢一
(電話 059-224-2662)

1 工事検査

農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管する建設工事の検査を行います。

検査については、以下の方法により行っています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を行う検査です。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。